

これらは農薬登録上、別の作物になります！



以下は間違いやすい農作物の例です。

使用方法が異なる場合もありますので、注意しましょう！

分からない場合は、農薬を使用する前に、指導機関や販売店に問い合わせましょう！

下記の他にも農林水産省のHPに

「適用作物群のQ&A」が載っています。

農林水産省 適用作物群 Q&A

検索



大きさが違う

直径3cm以下

トマト ミニトマト

ねぎ わけぎ あさつき

とうがらし類

ピーマン とうがらし ししとう

だいこん はつかだいこん

とうがらし類に登録があれば両方に使える

新分類は「ピーマン及びとうがらし類」

形が違う

ブロッコリー 茎ブロッコリー

結球 非結球

レタス 非結球レタス

収穫時期が違う

とうもろこし

とうもろこし(子実) 未成熟とうもろこし ヤングコーン

とうもろこしに登録があれば両方に使える

豆類(種実) だいず 豆類(未成熟) えだまめ

たまねぎ 葉たまねぎ

部位が違う

しそ

しそ(花穂)

農薬使用のその前に...

ちよつと待って



クロルピクリン処理後に被覆していない



風の強い日・時間に散布



こんな農薬の
使い方はNO!

防除器具を洗浄しない



使う前に農薬のラベルを確認しない



農薬は正しく安全に使いましょう

無登録農薬の使用や農薬使用基準の違反に対しては3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金が科せられます。

千葉県農林水産部環境農業推進課 (R8.2月作成)

肥料・農薬班 TEL: 043-223-2888

千葉県

千葉県 農薬使用のあり方

検索



農薬を正しく使用しなかったために 当人はもちろん、産地全体に 大きな影響を与えた事例です

A県産いちご

残留農薬を検査したところ、食品衛生法の基準の8倍を超える殺虫剤成分が検出！

当該農協は部会員179名の全出荷を停止。
出荷停止は6日に及び、
損害額は約1億8千万円

1名の生産者が定植前に土壌混和する殺虫剤を定植後に水に溶かして施用したことが判明。
農協部会は当人に罰金を科すとともに、部会員資格を後継者に譲るよう事実上の引退を勧告。

B県産パセリ

残留農薬を検査したところ、食品衛生法の基準の1,600倍を超える殺虫剤成分が検出！

当該農協はパセリの全出荷を停止するとともに、
出荷済みのパセリを回収。この出荷停止等による
推定損害額は約3千万円

1名の生産者が適用外の農薬を間違えて散布したことが判明。当人は農協部会を退会。

C県産しゅんぎく

出荷先の農協で残留農薬を自主検査したところ、
食品衛生法の基準の3倍の適用外農薬の成分が検出！

当該農協は当人が出荷した
しゅんぎくを回収するとともに
公表を行った

洗浄していない防除器具で散布を行ったことが原因。当人は農薬取締法違反で指導を受けた。

安全・安心な農作物を作るために 農薬を正しく使用する **4つのルール**

ルール1

購入する前、使用する前にラベルをよく読む！

農薬のラベルの表示事項には、守らなくてはならない情報や、
その他、役に立つ情報が詰まっています。
※裏面の間違いやすい作物の例についてもよく確認しましょう。

農薬
適用作物
使用方法

ルール2

病害虫の発生状況をよく見る！



病害虫の発生状況をよく観察し、的確なタイミングで
散布を行い、効果的で無駄の無い散布をしましょう。

ルール3

散布後は防除器具を必ずよく洗浄する！

よく洗浄しないと、前回別の作物に使用した農薬の残りが
作物に付着し、適用外農薬として検出されることがあります。
薬液タンクはもちろん、ホース内やストレーナー
も洗浄しましょう。



ルール4

作業後は、散布記録を必ず記帳する！



農薬の散布だけでなく、普段の農作業の全てを記録しましょう。
次年以降の栽培管理の参考にもなります。
農薬の散布に関する必須の記帳内容は次のとおりです。

使用日時	使用場所	作物名	使用農薬名	希釈倍数	使用量
------	------	-----	-------	------	-----